



柏倉園事務所前に立つ松蔵



開園から丸3年の記念日に撮影した集合写真  
=1924(大正13)年5月1日、東京・小石川

# 灯した小さな明かりは 今や満遍なく 国中を照らしているのである。

## 開園松蔵

(かしわぐら・まつぞう)  
日本で最初の肢体不自由学校を開園。  
1882(明治15)年4月、南村山郡西郷村細谷(現上山市細谷)に父後藤藤吉、母からこの次男として生まれる。小学校の代用教員を務めた後、上京して日本体育会体操学校に入学。卒業後、東京の小中学校で体操を指導。1906年柏倉重方(義子)となり、柏倉姓に。08年羽島ととくと結婚し、岡山県師範学校の教諭となる。盲啞学校講師からマッサージを学ぶ、按摩術中種試験に合格。19(大正8)年休職して東京帝国大学医学部雇員となり付属病院に勤務し、医療マッサージ法を研究。21年5月1日、「柏倉園」を東京市小石川区大塚中町に開く。28(昭和3)年、学園を杉並に移転し、52年社会福祉法人柏倉園診療所を開設。56年に「肢体不自由児の治療と家庭及学校」を出版した。59年に学園を閉鎖。64年11月8日、東京・杉並の自宅で死去。82歳。

学園を創設した松蔵である。このまふを取り上げられた方を、このまふに、一気にならざるものに見えてくるから不思議である。「学制百年史」の第一章「開園」に、教育歴の拡充という項目があり、次のような文章が掲載されている。肢体不自由児が孤児院や病院に保護されたのは早くも見られるが、いづれの病院でも「最初のもは、柏倉松蔵として、大正10年5月東京に開設された柏倉園である」

現在、文部科学省では教育に関するさまざまな情報や、インターネット上に公開されている「学制百年史」の第一章「開園」に、教育歴の拡充という項目があり、次のような文章が掲載されている。肢体不自由児が孤児院や病院に保護されたのは早くも見られるが、いづれの病院でも「最初のもは、柏倉松蔵として、大正10年5月東京に開設された柏倉園である」

を整理しておこなうにしたい。「特別支援教育」とは文部科学省の現行ガイドラインによる「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「身体障害」「言語障害」「自閉症・情緒障害」「学習障害」・注意欠陥・多動性障害」の八つのカテゴリーの児童に対処するための教育として分類されている。かつて「特殊教育」と表現されていた領域は現在「特別支援教育」として継承され、その言葉は姿を消してしまっている。かつて「したがってこれからは、特別支援教育のなかで、肢体不自由児の教育」という範疇を別としていく場合、

「特別支援教育」という範疇を別としていく場合、肢体不自由児の教育」という範疇を別としていく場合、

# 肢体不自由児教育の父

## 特異な民間人

「肢体不自由児教育」という言葉の由来が、なかなか入っていない専門領域という印象が強いが、そんななか浦原宏志・柏倉園と創立柏倉松蔵とて夫妻について、「いままき」のような書に出てきて、少しづつ重たい音が聞かされる感じがした。軽い助けをして少したけ用を許していただくことに。

「千葉県から広い意味で、肢体不自由児の特別民間施設に開設した松蔵である。このまふを取り上げられた方を、このまふに、一気にならざるものに見えてくるから不思議である。」

現在、文部科学省では教育に関するさまざまな情報や、インターネット上に公開されている「学制百年史」の第一章「開園」に、教育歴の拡充という項目があり、次のような文章が掲載されている。肢体不自由児が孤児院や病院に保護されたのは早くも見られるが、いづれの病院でも「最初のもは、柏倉松蔵として、大正10年5月東京に開設された柏倉園である」

# やまがた再発見

## 401. 柏倉松蔵

編集出版工房「書肆犀」主宰

岩井 哲



柏倉松蔵、とく夫妻=1923(大正12)年6月撮影(写真はいづれも「日本最初の肢体不自由学校 柏倉園」と柏倉松蔵)より

「恥じるなかれ」  
「特別支援教育」の歴史をひもといてみる。わが国において「起語」となったのは、「肢体不自由児」を教習する「明治10年(明治10)年、古河太田四郎によって京都に設立された盲啞院」であった。古河は京都最大のお寺「浄土宗」に生まれ、進修後京都府立小学校建学に参画して教師となり、その後「特別支援教育」を生徒をかけた一と一念発起してその地に開校した。

「特別支援教育」の歴史をひもといてみる。わが国において「起語」となったのは、「肢体不自由児」を教習する「明治10年(明治10)年、古河太田四郎によって京都に設立された盲啞院」であった。古河は京都最大のお寺「浄土宗」に生まれ、進修後京都府立小学校建学に参画して教師となり、その後「特別支援教育」を生徒をかけた一と一念発起してその地に開校した。

「特別支援教育」という範疇を別としていく場合、肢体不自由児の教育」という範疇を別としていく場合、

「特別支援教育」という範疇を別としていく場合、肢体不自由児の教育」という範疇を別としていく場合、

「特別支援教育」という範疇を別としていく場合、肢体不自由児の教育」という範疇を別としていく場合、

「特別支援教育」という範疇を別としていく場合、肢体不自由児の教育」という範疇を別としていく場合、



